

# 第2次 青森県循環型社会形成推進計画

～ 概要版 ～

平成23年3月

青森県

# 1 はじめに

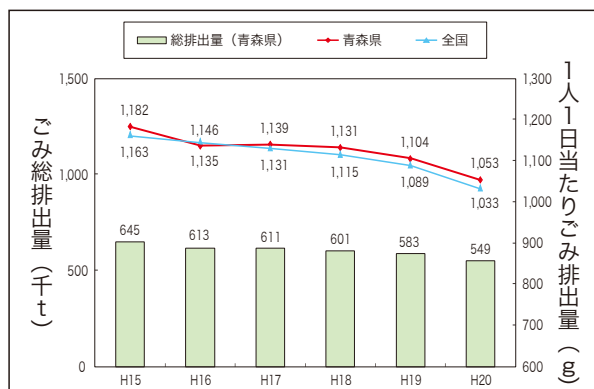
本県では、平成18年3月に「青森県循環型社会形成推進計画」（第1次計画：平成18年度～22年度）を策定し、本県の地域性を生かした循環型社会の形成を目指し、様々な取組を進めてきましたが、県民1人1日当たりのごみ排出量、リサイクル率については依然として全国値との格差が縮まらない状況となっています。

このため、県では、第2次循環型社会形成推進計画を策定し、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用いわゆる3R（スリーアール）と適正処理を行うことで、天然資源の消費抑制を図るとともに、限りある資源を有効に活用することによって、環境への負荷が低減される持続可能な地域社会の実現をめざしていきます。計画期間は、平成23年度から平成27年度までの5カ年です。

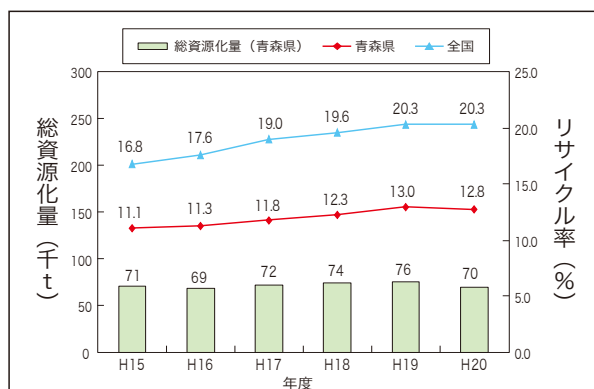
# 2 一般廃棄物について

青森県の平成20年度の一般廃棄物（家庭ごみ、事業所からのごみの一部）の**排出量**は、約54万9千tです。

県民1人1日当たりのごみ排出量は、1,053gで、全国平均の1,033gよりも20g多くなっています。

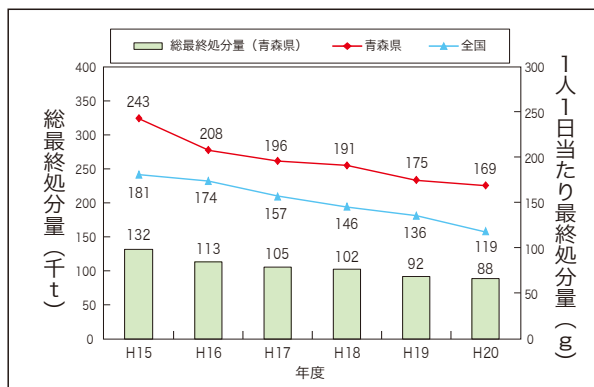


**資源化量(リサイクル量)**は、約7万tです。リサイクル率は12.8%で、全国平均の20.3%よりも7.5ポイント低くなっています。



**最終処分量(埋立)**は、平成20年度で約8万8千tです。

県民1人1日当たりの最終処分量は169gで、全国平均の119gよりも50g多くなっています。



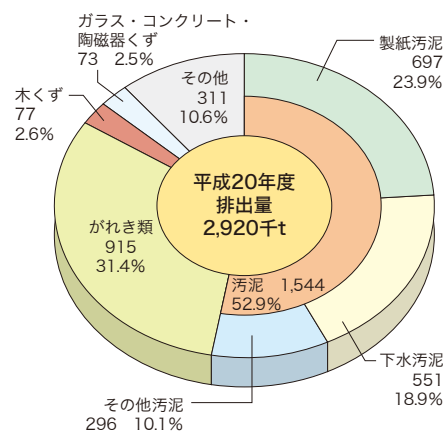
### ■一般廃棄物処理の課題

- 会社や事業所などから出る事業系ごみが多いため、事業系ごみの排出量を抑制することが必要です。
- リサイクル率が全国の約6割程度となっている新聞、雑誌、ダンボール等の紙類の集団回収や分別収集量を増やし、リサイクル率を向上させることが必要です。
- 不燃ごみや粗大ごみから金属類などの資源回収などを行い、直接埋立される量を削減することが必要です。

## 3 産業廃棄物について

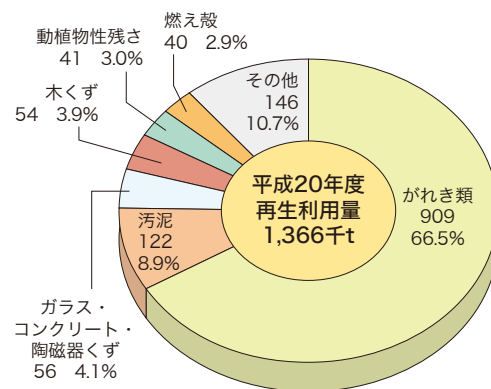
青森県の平成20年度の産業廃棄物（事業活動によって排出される廃棄物で、法律で決められているもの）の**排出量**は292万tで、その内訳は汚泥が最も多く、次いでがれき類となっています。

平成15年度に比較して63万1千t減少していますが、この原因として景気低迷の影響や企業の環境マネジメントシステムの導入、リサイクル製品認定制度の普及促進等により事業者の排出抑制が進んだことが考えられます。



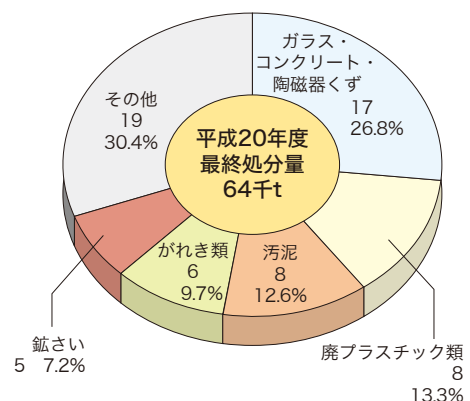
**再生利用量**は136万6千tで、その内訳は、がれき類が最も多く、次いで汚泥、ガラス・コンクリート・陶磁器くずの順となっています。がれき類は建設資材に、汚泥は、建設材料や肥料に再生利用されています。

平成15年度に比較して、1万5千t増加しており、中でもガラス・コンクリート・陶磁器くずの再生利用量が増加しています。



**最終処分量**は6万4千tで、種類別に見ると、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、廃プラスチック類、汚泥の順となっています。

平成15年度に比較して、約9千t減少していますが、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、鋳さいが増加しています。



## ■産業廃棄物処理の課題

- 産業廃棄物を排出する事業者は、排出事業者処理責任の原則に基づき、廃棄物の発生から最終処分までの管理を徹底し、適正に処理することが必要です。
- 減量化のため排出抑制、適正な循環利用を行った上で、中間処理による減量や適正な最終処分を行うことが必要です。
- 不法投棄などの防止対策に取り組み、産業廃棄物の処理の安全性や信頼性を確保することが必要です。
- 最終処分場などの施設整備が円滑に進むよう地域住民の不安解消策やコンセンサスの確立などを図る必要があります。
- 本県の産業構造の特性によって発生する産業廃棄物のリサイクル等を推進する必要があります。
- 県外から搬入される廃棄物については、県外産業廃棄物の搬入に関する条例に基づき適正処理を図る必要があります。

## 4 めざす循環型社会のすがた

### (1) 自然との共生と適正な物質循環の確保

自然と共生しながら適正な社会経済活動を確保していくため、石油石炭などの使用が抑制されるとともに農林水産業から発生するバイオマス系資源、地熱、風力などの再生可能エネルギーの導入が進み、持続可能な地域社会が形成されていきます。



### (2) 「もったいない」の考え方に即したライフスタイル・ビジネススタイルへの転換

「もったいない・おもり県民運動」の更なる展開により、県民や事業者に「もったいない」の考え方に即した行動が広く浸透するとともに、家庭、学校、地域、職場などそれぞれの場において、環境についての意識が高まりごみの減量やリサイクルが促進されていきます。

### (3) 地域特性に応じた地域循環圏の構築

コミュニティーレベルから広域市町村圏レベルに応じ、最適な規模で資源循環が形成されることが必要となるため、地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、地域での循環が困難なものについては、循環の環を広域化させていく「地域循環圏」が幾重にも構築されます。

### (4) 環境に配慮した事業活動とリサイクル製品普及拡大

事業者は環境に配慮した事業活動を行うとともに、3Rの実践と廃棄物の適正処理に取り組みます。また、地域資源を活用したリサイクル技術の開発、リサイクル製品の使用が促進されるとともに環境を意識した新たなサービスの提供が広がっていきます。

### (5) パートナーシップによる環境に配慮した地域づくりの推進

県や市町村、県民、事業者、NPO等の民間団体の各主体が、環境に対する人材育成や交流機会の提供を通じてパートナーシップを築いて行動することにより、県内の各地域の特性に応じた取組が推進・拡大されていきます。

## 5 循環型社会形成のための目標

一般廃棄物	産業廃棄物
排出量をH20(54万8千t)より、約13%の削減(→47万7千t)	排出量をH20(292万t)より、約2%(→297万8千t)以内に抑制
再生利用率を25%に向上(H20は12.8%)	再生利用量をH20(136万6千t)より約2%増(→139万3千t)
最終処分量をH20(8万8千t)より、約40%の削減(→5万3千t)	最終処分量をH20(6万4千t)より、約6%の削減(→6万t)

## 6 循環型社会へのみちしるべ

循環型社会の形成を推進していくためには、3Rを促進し、循環利用ができないものについては適正な処分をすることが基本です。そのためには行政だけでなく、県民、事業者、NPO等の民間団体の各主体がパートナーシップを築いて、それぞれの役割を果たしていく必要があります。



## 県はこんなことに取り組みます

### ① 3 R の推進

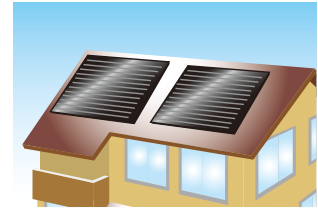
ごみ減量等に取り組む機会づくりや市町村との連携による3R推進施策の形成、リサイクル率向上のため効率的な取組の助言、情報提供を行います。

### ② 環境産業の振興

関係機関と連携したリサイクル技術の高度化、認定リサイクル製品の品質向上、製品の情報提供に努め製品の品質、安全性の向上、需要の拡大を図っていきます。

### ③ 地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入

風力発電関連産業への参入サポート、太陽光発電システムの県有施設への率先導入など再生可能なクリーンエネルギーの導入促進に取り組みます。



### ④ 環境公共の推進

農林水産業の生産基盤を整備するための1つとして、ホタテ貝殻を利用した水質浄化や間伐材を用いた施設の整備など地域から産出される未利用資源の有効活用を図ります。

### ⑤ 廃棄物の適正処理の推進

市町村が取り組む一般廃棄物に関する施策について、市町村と連携・協力しながら適正処理を促進します。産業廃棄物については、事業者に対する適正処理等の指導強化、優良な産業廃棄物処理業者の育成等を推進します。



### ⑥ 不法投棄対策の推進

県民、事業者、民間団体等と協力しながら、不法投棄の未然防止に取り組みます。

### ⑦ 海岸漂着物対策

県海岸漂着物対策推進基本計画に基づき、総合的な海岸の環境の保全を図ります。

### ⑧ 循環型社会形成のためのパートナーシップの展開

行政、県民、事業者、NPO等の民間団体が環境意識を共有するネットワークの形成を進めます。

家庭、学校、地域、職場などそれぞれの場で環境教育・環境学習のできる機会の充実を図ります。

## 市町村はこんなことに取り組みます

### ① 地域特性に対応した3Rの推進

多量排出事業者に対する減量計画指導、ごみ処理有料化の検討、紙ごみの資源化促進などに取り組んでいきます。

### ② 一般廃棄物処理の計画的な取組の推進

「一般廃棄物処理計画」を策定し、計画的なごみ処理を推進します。

### ③ 地域に密着した循環型社会形成のためのパートナーシップの展開

環境教育、環境学習などの場を設けるほか、3Rの推進のインセンティブとなるような施策を展開し県民とのパートナーシップを構築していきます。

## 県民はこんな行動を実践します

県民は、ライフスタイルを見直し、「もったいない」の意識を持って次のような行動に結びつけることで、3Rの生活が実践されます。

### ①発生抑制(リデュース)

- ・買い物袋を持参し、レジ袋は断ります。
- ・過剰包装は断ります。
- ・ごみの減量化につながる商品（詰替商品、ばら売り、量り売り）を購入します。
- ・地元産や「旬」のものを購入します。
- ・短期間や一定の期間使用するだけのものは、リース・レンタル商品を活用します。
- ・「もの」は大切に長く使います。
- ・使い捨て商品より長く使えるものを購入します。
- ・食べ残しや廃棄食品をなくします。（食品の買いすぎや作りすぎをしません。）
- ・生ごみを少なくする調理方法や堆肥化を実践します。
- ・生ごみは、水切りを徹底します。



### ②再使用(リユース)

- ・フリーマーケットやバザー、リサイクルショップを活用します。
- ・リターナブル容器を使用します。

### ③再生利用(リサイクル)

- ・リサイクル製品を購入します。
- ・ごみの分別排出のルールをきちんと守り、資源回収に努めます。
- ・廃家電製品は小売店等に引き渡します。

### ④その他

- ・地域の清掃活動などに積極的に参加します。



## 事業者はこんな活動を推進します

事業者は環境にやさしい事業活動を推進し、次のような3Rの実践と廃棄物の適正処理に取り組めます。

### ①発生抑制(リデュース)

- ・製品のライフサイクルアセスメントに配慮し、製品の長寿命化・省資源化を図ります。
- ・生産工程を工夫し、廃棄物の少ない製品を製造します。
- ・使い捨て製品の製造を自粛します。
- ・包装材、梱包材を削減します。
- ・修理や機能性向上などのサービスを提供します。

### ②再使用(リユース)

- ・使用済製品や部品を再使用します。
- ・容器の包装資材などは繰り返し使用します。

### ③再生利用(リサイクル)

- ・リサイクルしやすい製品を開発・製造します。

- ・循環資源、再生品を原材料として使用します。
- ・使用済製品の回収ボックスを設置します。
- ・リサイクル製品を販売します。
- ・県のリサイクル認定製品の購入に努めます。
- ・県内から排出された資源を活用したリサイクル製品の使用に努めます。



#### ④適正処理

- ・リサイクルができないものは適正処分します。

#### ⑤環境経営等

- ・ISO14001の導入など環境全般に配慮します。
- ・グリーン購入を実践します。
- ・職員に対する環境意識の向上や環境教育の充実に努めます。
- ・地域の環境活動に積極的に参画、主催します。
- ・地場産業と連携し日常生活に密着した事業の展開や、地域密着型環境ビジネスを構築します。

## NPOはこんな役割を担います

県民、事業者、行政の連携・協働のつなぎ手として循環型社会づくりのための環境教育等の活動、県民の生活様式や事業者の活動に意識改革をもたらすような先駆的な取組を実施していきます。

### ◆廃棄物やリサイクルに関するお問い合わせは

青森県環境生活部環境政策課

電話 017-734-9249 (直通)

FAX 017-734-8065

E-mail kankyo@pref.aomori.lg.jp

<http://www.pref.aomori.lg.jp/kankyo/econavi/>

### ◆または、下記の環境管理事務所へ

青森環境管理事務所 017-736-9292

(管轄区域：青森市、東津軽郡、上北郡野辺地町・横浜町・六ヶ所村)

弘前環境管理事務所 0172-31-1900

(管轄区域：弘前市、黒石市、五所川原市、つがる市、平川市、西津軽郡、中津軽郡、南津軽郡、北津軽郡)

八戸環境管理事務所 0178-27-1901

(管轄区域：八戸市、十和田市、三沢市、上北郡七戸町・六戸町・東北町、おいらせ町、三戸郡)

むつ環境管理事務所 0175-33-1900

(管轄区域：むつ市、下北郡)